

受給には手続きが必要です

令和 6 年
2月29日まで

物価高騰生活支援給付金（追加分）

（7万円/1世帯）のご案内

- 物価高騰生活支援給付金（追加分） （1世帯あたり7万円） は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額


1世帯あたり **7**万円

給付金の支給時期

志摩市が確認書(または申請書)を受理した日から1ヶ月以内が目安です。
※書類に不備がない場合

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

志摩市から
確認書が届いた方はコチラ 

世帯全員が令和5年度の
「住民税均等割が非課税」の世帯
※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯を除く

令和5年12月2日以降に支給対象となった世帯や
DV等避難者等特別な配慮を要する場合など

支給手続きや支給要件の詳細は裏面 **I** をご確認ください。

支給手続きや支給要件の詳細は裏面 **II** をご確認ください。

 物価高騰生活支援給付金（追加分）の **「振り込め詐欺」** や **「個人情報の詐取」** にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

令和5年12月1日時点で支給対象となる世帯

- 対象となる世帯には、志摩市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。

確認書が届いた方



- 中身を確認して、事務局に返信してください。

【注意事項】

令和6年2月29日（木）（当日消印有効）までに確認書を返信してください。

（返信がない場合は、本給付金を受けることができません。）



II 令和5年12月2日以降に支給対象となった世帯やDV等避難者等特別な配慮を要する場合など

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請期限：令和6年2月29日（木）
- 申請方法：物価高騰生活支援給付金（追加分）申請書に記入し必要書類を添付して提出いただくか、記載のQRコードからオンライン申請してください。



申請方法がわからない方

- 給付金事務局（0120-105-295）までお気軽にお問い合わせください。
- イオン阿児店一階のみんなのス窓にて申請サポートを行っておりますのでご利用ください。

みんなのス窓営業時間 10:00～18:00（土日、祝日含む）

※令和5年12月30日～令和6年1月3日休業



提出書類の書き方の説明動画は
こちらのQRコードから視聴できます。



オンラインでの申請は
こちらのQRコードから申請できます。

お問い合わせ

志摩市物価高騰生活支援給付金事務局

電話番号 0120-105-295（志摩市総合フリーダイヤル）

受付時間 8:30～20:00（土日、祝日を含む）

※令和5年12月30日～令和6年1月3日休業

※本事業は志摩市地域福祉課の委託事業です。



詳しくは、上記QRコードより志摩市ホームページもご覧ください。